

記入例

令和〇年〇〇月〇〇日

盛岡市長 様

住 所 岩手県〇〇市▲▲□-□□

連 絡 先 019-XXX-XXXX

氏名(名称) 株式会社 ○○

業 種 名 不動産賃貸業・管理業

代表者氏名 盛岡 太郎



申告書は納税通知書ごとに作成してください。

日中、連絡の取れる電話番号をご記入ください。

法人の場合、法人の代表者印を押印してください。個人事業主の場合は認印で結構です。

新型コロナウイルス等に対する固定資産税及び償却資産に対する固定資産税の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に対する固定資産税の特例措置について
※令和2年12月31日以前

会計帳簿等をもとに、すべての事業収入の合計額を記載してください。

1 事業収入割合について

令和2年 4月15日から同年 7月14日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年 4月15日から令和元年 7月14日 左の期間の前年同期を記載		
(4) 月期	(5) 月期	(6) 月期	(4) 月期	(5) 月期	(6) 月期
235,000 円	235,000 円	235,000 円	470,000 円	450,000 円	470,000 円
合計：705,000 円・・・①			合計：1,390,000 円・・・②		
事業収入割合：(50) % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)

特例対象資産については、固定資産税の納税通知書又は課税明細書に記載の「納税通知書番号」及び「台帳コード」をご記入ください。

2 特例対象資産について

申告の有無	資 産	納税通知書番号	台帳コード
○	事業用家屋 (別紙のとおり)	○○○○○○○○○	▲▲▲▲▲-▲▲▲▲
○	償却資産	○○○○○○○○○	▲▲▲▲▲-▲▲▲▲

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ①その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人
 - ②その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりで

住所 岩手県〇〇市▲▲□-□□

名称 税理士法人 ○○○○

代表者役職 代表社員

代表者氏名 主税 一郎

この欄は、認定経営革新等支援機関等が記入する欄です。
必ず認定経営革新等支援機関等の確認を受けてから、盛岡市役所資産税課に提出してください。認定経営革新等支援機関等の一覧は、中小企業庁ホームページで確認できます。

代表者印

認定経営革新等支援機関等担当者名 岩手 次郎

認定経営革新等支援機関等電話番号 019-XXX-XXXX

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス XXXX@XXXX.XX.XX

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日までにを行うこと。(令和3年2月1日必着とする。)

(別紙) 特例対象資産一覧

納税通知書番号	台帳コード
○○○○○○○○	▲▲▲▲-▲▲▲

家屋の所在		事業用家屋について特例適用を受けようとする場合は、この別紙も記入してください		
所 在	○町×丁目△番□	事務所	134.60 m ²	うち事業用
家屋番号	△番□			67.3 m ² 50%
所 在	○町×丁目△番□	店舗	125.97 m ²	うち事業用
家屋番号	△番□			75.59 m ² 60%
所 在				うち事業用
家屋番号				m ² %
所 在				うち事業用
家屋番号				m ² %
所 在				うち事業用
家屋番号				m ² %
所 在				うち事業用
家屋番号				m ² %
所 在				うち事業用
家屋番号				m ² %

固定資産税（土地・家屋）課税明細書の「床面積」欄を転記してください。

事業専用割合を記入してください。

左記の「床面積」に右記の「事業専用割合」を乗じて算出し、小数点第2位まで記入してください。小数点第3位以下に及ぶ場合は、小数点第3位を切り上げて記入してください。

- ※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)
- ※2 事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付すること。
- ※3 特例対象資産は令和3年1月1日時点の現況で判断される。したがって、令和3年1月1日以前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合は、あらためて認定経営革新等支援機関等の確認を受け、申告すること。
 なお、令和3年1月1日後の資産の異動・取得等は、特例対象資産の判断に影響しないため、あらためての認定経営革新等支援機関等の確認・申告の必要はない。
- ※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになること。